

定款第8条（役員報酬等）

社会福祉法人志純会役員報酬規程

（趣旨）

第1条 この規程は、社会福祉法人志純会の役員に報酬を支給する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第2条 理事長、理事、監事及び評議員（以下「役員」という。）については役員報酬を支給することができる。ただし、財政状況によっては、支給しない場合もある。

（報酬支給の対象となる役員の職務）

第3条 役員報酬を支給することのできる役員の職務は次のとおりとする。

一 理事長にあつては、次の専決決済事項に係る職務とする。

イ 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免に関すること

ロ 職員の労務管理及び福利厚生に関すること

ハ 債権の免除のうち、処分が法人に有利であると認められるもの。その他やむを得ない特例の理由があると認められるもの

二 設備資金の借入に係る契約で予算の範囲以内のもの

ホ 建設工事請負、物品納入等の契約で1件の取引額が250万円未満のもの

ヘ 基本財産以外の固定資産及び物品の取得及び修繕等をするための支出及び処分

ト 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理をしても使用に耐えない物品の売却又は廃棄

チ 予算「大区分」の流用、予算上の支出に関すること

リ 利用者の処遇に関すること

ヌ 入所者の預り金の管理に関すること

ル 寄附金の受入れに関すること

ヲ 役員及び施設長の旅行命令及び復命に関すること

ワ 施設長の職務専念義務の免除、服務に関すること

カ 各種証明書の交付に関すること

ヨ 理事会又は評議員会の召集を行うこと

タ その他法人の業務に関して重要と認められる事項

二 理事にあつては、次の議決事項に係る職務とする。

イ 事業計画及び予算

ロ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

ハ 事業報告及び決算

- ニ 定款変更
- ホ 社会福祉施設の許認可等関係
- へ 施設長の任免その他の重要な人事
- ト 基本財産の処分、担保提供等
- チ 借入金の償還計画の変更
- リ 法人の経営に関する規則の制定及び変更
- ヌ 施設の経営に関する規則の制定及び変更
- ル 施設用財産に関する契約その他主要な契約
- ヲ 寄附金の募集に関する事項
- ワ 合併、解散又は解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- カ 新たな事業の経営又は受託
- ヨ その他法人の業務に関する重要事項

三 監事にあつては、次の監査実施等に係る職務とする。

- イ 志純会定款第11条に規定する決算監査
- ロ 法人の経営及び事業の実施状況等について、随時必要な時期に実施する監査
- ハ 理事の業務執行状況及び法人の財産の状況について実施する監査
- ニ 毎年定期的に監査報告を作成し、理事会、評議員会及び群馬県知事に報告すること

こと

- ホ 必要があると認めるとき、理事会、評議員会に出席して意見を述べること

四 評議員にあつては、次の審議事項に係る職務とする。

- イ 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- ロ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- ハ 定款変更
- ニ 合併
- ホ 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ）
- へ 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- ト 寄附金の募集に関する事項
- チ 施設長の任免、その他重要な人事
- リ 法人の運営に関する規則の制定及び変更
- ヌ 施設の運営に関する規則の制定及び変更
- ル その他この法人の業務に関する重要事項で、評議員会において審議することが

必要と認める事項

（役員報酬の額）

第4条 役員報酬は日額とし、その額は別記1に定めるところにより支給する。ただ

し、勤務実態に応じ、月の日額の合計が 165,000円 を越える場合は超過して支給しない。

(役員報酬の支給対象時間)

第5条 役員報酬は、決済、議決、監査又は審議に要した時間が1日につき1時間を超える場合に限り支給するものとする。

(役員報酬の併給の禁止)

第6条 役員報酬の支給対象となる職務を行った場合、その職務につき他の役員としても報酬が支給されるときは、一の役員報酬のみ支給する。

2 常勤役員が役員報酬の支給対象となる職務を行っても役員報酬は支給しない。

(改正)

第7条 この規程の改正は理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年5月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年10月30日から施行する。

別記 1 (第4条関係)

(報酬)

- 1 理事会、評議員会への出席に係る報酬は1回につき、一律6,000円とする。
- 2 監事監査および行政官庁が実施する検査または調査立合いに伴う報酬は下記のとおりとする。
 - 一 要した時間が1時間を超え半日の場合 ー 6,000円
 - 二 要した時間が一日の場合 ー ー 10,000円
- 3 研修等会議出席のための旅費は第1項に準じて支給する
- 4 理事の職務権限による報酬は下記のとおりとする
 - イ 勤務実態に応じ、日額1日 11,000円を上限とする
 - ロ 通勤手当は勤務実績に応じ、職員の例による
 - ハ 県外旅費は旅費規程により支給するが、同規程に規定されていない事項については、群馬県職員等の旅費に関する条例及び群馬県旅費支給規則による旅費の調整を準用して支給するものとする。